

令和 7 年 10 月 21 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
P E T ボトル事業部

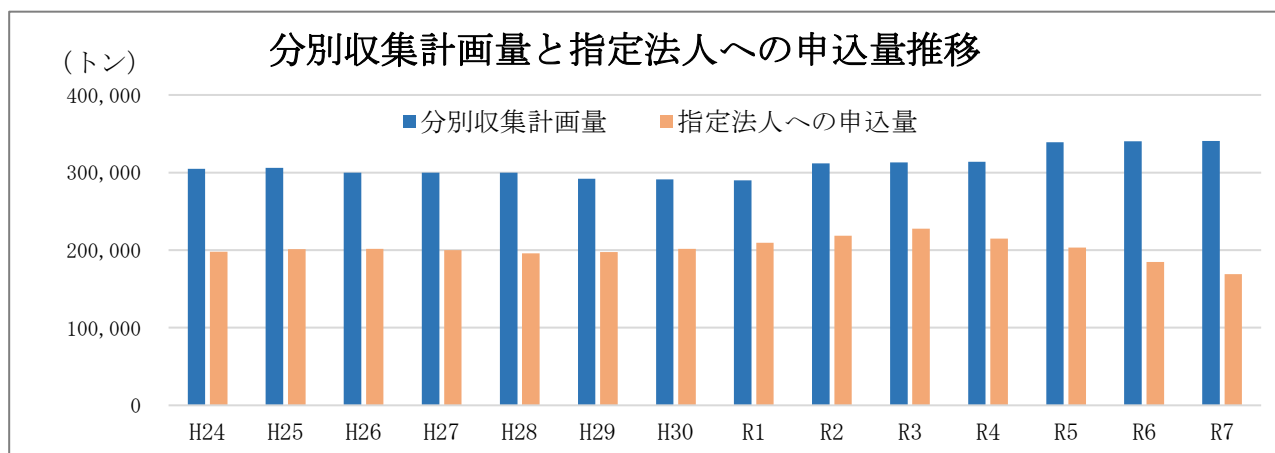
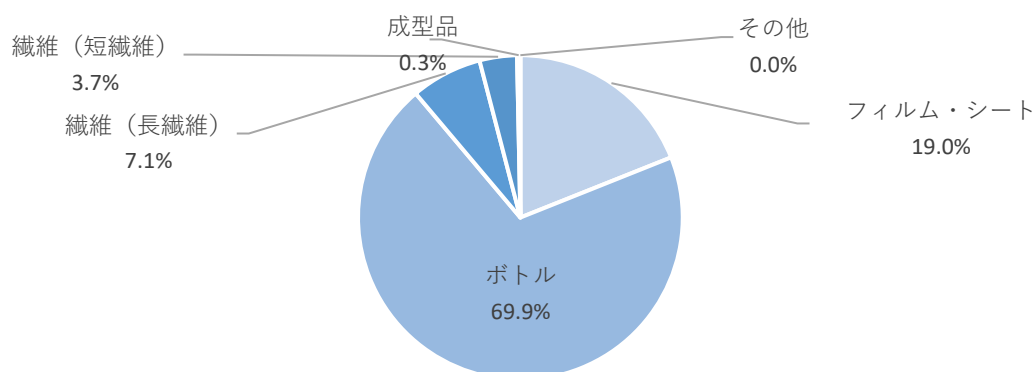
P E T ボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等

1. P E T ボトルリサイクルの現状

令和 6 年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済み P E T ボトルの引き渡し量は約 18 万 6 千トン、令和 7 年度の契約量は 16 万 9 千トンとなり、令和 4 年度をピーク（約 21 万 9 千トン）として減少に転じております。この背景は、P E T ボトルの引き渡しについて、容リルートから脱退し、独自処理へ切り替える市町村及び一部事務組合が増加している現状があります。

当協会の令和 6 年度 用途別 再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の 69.9%、フィルム・シートが 19.0%、繊維（長繊維・短繊維の合計）が 10.8%、成形品が 0.3% となっており、現状として、容リルートの約 70% がボトル向けの販売となっています。

令和 6 年度 用途別
再商品化製品販売実績の割合



2. 指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

指定法人ルートへ引き渡した場合、以下3点の利点があります。

(1) リスク回避（① 引き取り継続、② 財政面、③不適正行為）への貢献

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また、費用面では落札結果が逆有償であっても再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和7年度は0%であり、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

(2) 指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用事業者に入札された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

(3) P E Tボトルリサイクル全体像の可視化

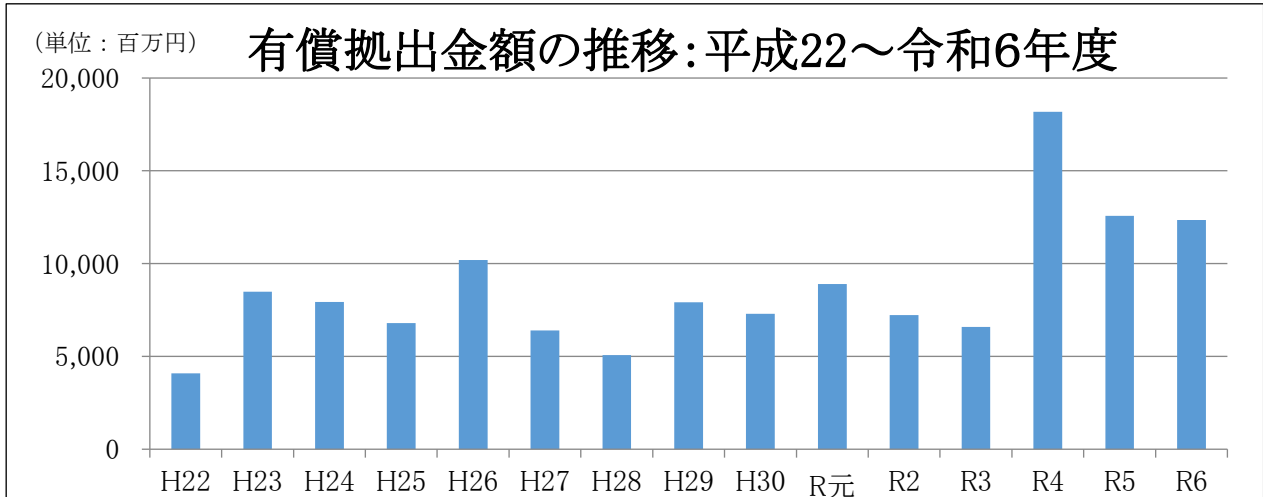
上記（2）のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナー（URL: <https://www.jcpra.or.jp/study/city/>）で個々の市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成18年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（P E Tボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近3年間で令和4年度は約182億円、令和5年度は約126億円、令和6年度は約123億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拋出金の計算式は下記のとおりです。

＜PETボトルの有償拋出金の計算式＞

$$\text{上期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拋出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拋出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拋出金の原資である拋出金額には多少の影響が出ます）。

4. 異物混入防止のお願い

注射針や刃物類等の危険物やリチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入しますと再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者の方への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないように、市町村・一部事務組合の方におかれましてもご対応くださいますようお願いいたします。

5. 保管施設での引き取り作業等について

平成30年6月に改正された「働き方改革関連法」に基づき、自動車運転業務の時間外労働時間についても、令和6年4月より上限規制が適用され、厚労省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等が強化されることとなりました。

これらの規制により、長距離輸送の人員確保のこれまで以上の困難さやコスト増、サービス低下が物流業界に大きな影響を及ぼすことが想定されることとなりました。この問題が「2024年問題」と言われています。

当協会の再商品化事業は、競争入札により、当協会から委託を受けた再生処理事業でないし、そのジョイントを構成する運搬事業者が各市町村・一部事務組合の皆様から申し込みを受けた保管施設へ分別

基準適合物を引き取りに行くこととなります。

令和6年度では、当協会においても、トラックドライバーの人員不足から、契約外の運搬事業者へ再委託する契約違反の事例が1件発生し、当該運搬事業者との契約を解除する事態が発生しており、当協会としても改めて、契約外の運搬事業者への運搬の禁止の周知徹底や期中での運搬事業者の契約追加を速やかに認める体制整備、検査時におけるチェック体制の強化等の取り組みの強化を図っております。

また人材不足を背景として、積み込みや運転にまだ習熟していないトラックドライバーが引き取りに行き、保管施設内での積み込みや計量作業において、運搬車両と計量機器との接触事故やパッカー車等其他の車両との接触事故も発生しています。

他にも、下記のケースが発生する可能性が想定されます。

① 引き取り希望時間に分別基準適合物を引き取りに行くことが困難となるケース

上記のとおり、労働時間の規制により、運送業界の人員確保の困難さから、市町村・一部事務組合の皆様が保管施設への引き取りに際して、引き取り希望の時間（例 8時から9時の間に引き取りに来て欲しい）どおりに引き取りが困難となる場合が想定されます。

② 引き取りする保管施設内での分別基準適合物の積み込み等荷役業務が困難となるケース

人員確保の困難さを起因として、運転資格は保有しているものの、積み込み機材の運転資格を保持していない運転手が、市町村・一部事務組合の皆様が保管施設へ引き取りに行かざるを得ない場合が想定されます。

令和5年6月に経済産業省、農林水産省、国土交通省で定めた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせてはならないとされております。

また、発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善する。他に、取引先や物流事業者から取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案するとあり、これらの改善協議の要請が運搬事業者ないし、再生処理事業者よりなされる可能性が想定されます。

他に、令和6年に改正された物流効率化法に関係し、令和7年4月1日より貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）が記され、運転者への負担軽減に資する取組が求められております。

上記に関して市町村・一部事務組合の皆様におかれましても、再生処理事業者、運搬事業者の方から2024年問題改善に向け、協議等ご相談がありましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6. 保管施設での梱包機器の故障事例の増加

現状、申込みされている市町村・一部事務組合の大半が指定保管施設内でPETボトルを収集、選別、圧縮梱包（ベール化）まで行う設備を併設していますが、圧縮梱包機器が故障し、復旧まで引き渡しができない旨や丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）で引き渡し変更のご相談が増加傾向となっております。

特に梱包機器の故障連絡が多く、修理や交換に半年を要すると修理業者より連絡を受ける場合もあります。

背景として、機器の老朽化や夏季にPETボトルの収集量が増大し、通常より長時間使用し、過剰負荷が掛かり故障に至ったといった理由が挙げられます。

梱包機器は大半が単体で交換可能な機器を導入している施設が多く、梱包機器を複数保持しておくことや同一製品の梱包機器の保有事例が多いため、周辺の市町村・一部事務組合間で部品を融通しあうこ

とができるか等の情報交換を図っておくことも有用です。

あくまで指定保管施設は、分別基準適合物を引き渡す場所となることから、他に圧縮梱包が可能な代替施設があるか否か（圧縮梱包後は、指定保管施設へ各市町村・一部事務組合で移送する必要がある）を予め調査しておくこともご検討ください。

また、丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）での引き渡し依頼を当協会へ相談する前に、以下を想定して可能かどうかの検討をお勧めします。

- ①フレコンの費用、運賃等は自治体負担になること
 - ②フレコン（1トン袋）あたり、PETボトルが45kg～60kg程度しか積み込みができない
 - ③ラベルやキャップ等異物を除去する必要があることから、人力での作業人員や時間、作業場所の確保が可能か否か
 - ④フレコンを、引き取りまで保管できる置き場が確保できるか
 - ⑤トラックでの積み込みにおいて、フレコンの積み込み作業は可能なのか
 - ⑥積み込みした場合、概ね10袋程度（5t程度）の積み込みとなることから、運搬回数が増加する
 - ⑦運搬事業者の対応が可能か否か
 - ⑧急遽、フレコンでの引き渡しを行う、再商品化事業者で置き場等の受け入れが可能な体制か否か
- 上記を踏まえて、圧縮梱包機器が故障した時を想定した対応を、市町村・一部事務組合のご担当者の方は、ご検討されることをお勧めします。

7. 令和8年度より乖離報告の変更について

次年度の引き渡しより、これまで通年で20%の予定引き渡し量との増減幅に対して、報告を求めることとしていましたが、令和8年度の引き渡しより上期、下期それぞれの予定引き渡し量に対し、各々20%の増減に対して報告を求めることに変更します。

背景として、PETボトルは上期、下期で落札事業者が変更されるケースが一般的となっており、申込時と実際の引き渡しされる量に大きな偏りがある場合、落札事業者の生産計画や販売計画に影響を与え、それに伴い、人員確保等の事業経営に大きな影響を及ぼす可能性を考慮する必要があります。

そのため市町村・一部事務組合の皆様におかれましては、実際の引き渡し量と大きな偏りが生じないよう申込時にご検討いただき、申し込みを実施願います。

8. 令和9年度 PETボトルベール品質評価の見直しについて

当協会では、平成10年度よりPETボトルのベール品質調査を実施（各保管施設毎に実施）してまいりました。近年では市町村・一部事務組合の皆様により品質の改善が進み、令和6年度には全体の95%がA判定を獲得する結果となっております。

一方で、多くの保管施設が継続してA判定を取得することで、調査が形骸化しつつあるという課題も指摘されています。現行のA判定の範囲は75点から100点と広く、同じA判定であっても品質には大きな差が存在します。

この点については、市町村・一部事務組合の皆様からも「A判定の幅が広すぎる」とのご意見を多くいただいております。評価の妥当性や公平性の観点から見直しの必要性が高まっています。

前回の品質評価制度の見直しは平成28年度に行われており、それからすでに10年が経過しています。

この間、リサイクルを取り巻く状況や技術、品質の基準も変化してきており、現代の実態に即した制度への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、当協会では令和9年度から改定を目途に品質調査の実施内容、評価項目等見直しの検討を開始しています。

今後、検討内容により、必要に応じて、個別市町村、一部事務組合へ品質調査に関して、複数回調査を実施させていただく等の協力をお願いする場合がございますので、その際はご協力賜りますようお願い申し上げます。

改めて見直しに関して進捗等の進展がございましたら、適時情報提供を実施させていただきます。

以上の点をご理解いただき、指定法人への申込みの検討をお願いいたします。

以上